

公 示 日：2026 年 7 月 15 日（水）

調達管理番号：26a00464

国 名：パラグアイ国

担 当 部 署：人間開発部高等教育・社会保障グループ

調 達 件 名：パラグアイ国障害者の社会参加促進プロジェクト（チーフアドバイザー）
（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：障害と開発アドバイザー
- （２） 格 付 ：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：アスンシオン市
- （５） 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月初旬から 2028 年 8 月下旬
- （６） 渡航期間：2027 年 1 月上旬から 2028 年 8 月初旬予定
- （７） 業務量の目途：約 20 人月

2. 業務の背景

2008 年にパラグアイ政府は障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下「CRPD」という。）¹を批准し、2012 年 10 月には障害分野の調整及び監督を行う政府機関として国家障害者人権庁（Secretaria Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad、以下「SENADIS」という。）を設立した。2021 年には、地方自治体に障害事務局（Secretarias de Discapacidad）²の設置を義務付ける法律が施行され、SENADIS と協働して各地方自治体における障害者のケアを促進し、あらゆる差別を排除し、すべての権利の完全な行使と参加を促進することを義務付けた。同法律の下では、地方自治体において障害について協議する場である

¹ 2008年に発効され、締約国に対し、他の者との平等を基礎とした障害者の人権の保障を義務付けると共に、障害者があらゆる場面で平等に参画できる社会づくりを求めている。

² 市政府や県政府に設置された当該自治体における障害関係事業を取りまとめる組織。設置は法的に義務付けられているが、実際には自治体の決定に委ねられている。パラグアイ国内で16箇所設置されているが、複数設置されている県もあれば、1つも設置されていない県もあり、設置箇所にはばらつきがある。

県障害者権利委員会（Comision Departamental de Discapacidad、以下「CODEDIS」という。）及び市障害者権利委員会（Comision Municipal de Discapacidad、以下「COMUDIS」という。）を発足させることが明記されている。しかし、多くの地方自治体ではまだ障害事務局が設置されておらず、また、設置されても十分に機能しておらず、コミュニティでの障害者の包摂が進んでいない一因となっている。

パラグアイでの同分野の JICA の技術協力が本格的に開始されたのは、SENADIS の能力強化のために派遣された個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（2016～2018 年）」からである。その後継案件である個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ 2）」が 2021 年 10 月から 2023 年 10 月まで SENADIS に派遣された。同案件では、地方自治体に設置された障害事務局の強化を目的に、関係者の物理的アクセシビリティのチェックスキル習得のための研修実施、障害者の地域社会での自立生活促進に向けた障害啓発ファシリテーター育成計画を「障害の社会モデル³」に基づき作成、中南米各国と連携した障害者の地域社会での自立生活に取り組むリーダー育成を推進した。同活動中、「障害者が地方自治において公的に意思表示する場」が欠如していることが課題であることが分かった。

本事業は上述の取組を発展させるとともに、地方自治体レベルでの障害者を含む関係者間の対話（dialogues）のためのプラットフォームを整備し、個別専門家派遣により認識された課題である地方自治体レベルでの障害者の社会参加を促進することを計画している。具体的には、5 つのプロジェクトサイト（市レベル）において、①COMUDIS、インクルージョン・ネットワーク⁴等のプラットフォーム（対話の場）の確立・強化、②障害者が対話に参加するための関係者（SENADIS 本部・支部、障害事務局、障害者とその家族など）の能力強化、③障害に関する対話の発展を他の地方自治体に拡大させるべく、その手法や内容が事例をもとに開発されることを目的としている。

なお、「案件概要表」は別紙 1

のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下のとおり。

成果 1：地方自治体レベルで対話のためのプラットフォームが強化される。

成果 2：障害者が対話に参加するために、プロジェクトサイトでの関係者の能力が強

³ 障害は個人の機能が制限されていることに起因するものと考えのではなく、社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考慮しない社会にあるという考え方。

⁴ SENADIS 支部、障害事務局、障害者団体や支援団体を中心とする市民団体、公的機関等が参加し、地域での障害者のインクルージョンを推進する活動を実施している。

化される。

成果3：他の地方自治体で障害に関する対話を発展させるための手法や内容が、プロジェクトサイトでの事例や教訓をもとに開発される。

4. 業務の内容

本専門家は、日本側責任者としてプロジェクト全体を統括し、関係機関やカウンターパート（C/P）と連携しながら、方針策定・調整体制の構築・進捗管理・課題対応を行う。現場調査や既存・新規プラットフォームの活用を通じて障害者のニーズを政策に反映するとともに、人材育成や研修の企画・実施により関係者の能力強化を図る。また、報告・予算・労務の適切な管理を支援し、成果や知見の国内外への共有・展開を推進する。具体的な業務内容は以下のとおり。

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、プロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会（JCC）の設置、実施を支援し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論したうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ④ 新規プラットフォームの立ち上げを支援するとともに、既存プラットフォームの現状調査を実施し、障害当事者のニーズを的確に把握する。これらを踏まえ、当該ニーズが政策に反映される対話の場として適切に機能するよう、必要な助言および支援を行う⁵。
- ⑤ 地方自治体レベルにおいてベースライン調査およびフィールド訪問を実施し、障害当事者の置かれている状況を把握することで、その結果を活動計画の策定・改善に反映する。
- ⑥ 関係者（行政職員、障害当事者等）の政策立案、運営および啓発に関する能力強化を目的として、必要な研修を企画・実施し、その運営、進行管理および成果評価を行う⁶。

⁵ プラットフォームの場の目的・役割の明確化、意見決定プロセス整備、プラットフォームの機能状況のモニタリングを行い、既存プラットフォームの機能強化を行う。また、ワークショップやアンケート、インタビューを通じて障害当事者の意見収集を定期的に行い、ニーズの整理、分析を行う。

⁶ 行政、障害当事者団体の各アクターの現状評価を行い、行政向けとして①政策立案、②ガバナンス分野、障害当事者団体向けとして①アドボカシー、②自己表現を通じた社会参加といったテーマでの研修実施、ガイドライン開発を行い、能力開発・強化を目指す。

- ⑦ プロジェクトサイトで得られた知見を活用し、研究教材やマニュアルを作成し、中長期的に持続可能な手法を確立する⁷。
- ⑧ 各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ⑨ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう助言する。
- ⑩ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。
- ⑪ プロジェクトで得られた知見について、パラグアイ国内の他の地方自治体への発信・共有を行うとともに、中南米地域に向けた広報・情報発信を通じて、域内における社会参加モデルの普及および連携の促進を図る。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	障害当事者のニーズを政策に反映させるための対話の場の機能確立に向けた具体的手法	④、⑤
2	障害者の社会参加促進に向けた C/P を含む関係者（行政職員、障害当事者等）の能力強化に向けた具体的手法	⑤、⑥
3	他地方自治体への知見・教訓共有に係る持続可能なモデル確立のための具体的手法	⑦、⑪

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	障害と開発 特に、JICA 事業における「障害と開発」に係る業務経験を高く評価する。
語学の種類	英語

⁷ プロジェクトサイトでの障害当事者の社会参加に係る成功事例・課題を整理のうえ、教訓として抽出し記録する。これらの記録を活用し、コンテンツの開発や他自治体への展開を行う。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁸	渡航開始より 1 か月以内	人間開発部（CC:パラグアイ事務所）	－	英語	電 子 デ ー タ
			－	日本語	電 子 デ ー タ
		C/P 機関	－	英語	電 子 デ ー タ
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ⁹	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電 子 デ ー タ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部（CC:人間開発部、パラグアイ事務所）	－	日本語	電 子 デ ー タ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、パラグアイ事務所）	－	日本語	電 子 デ ー タ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 1 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

⁸ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、業務調整専門家（別途締結している契約に基づき実施。）です。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部高等教育・社会保障グループから配布しますので、hmghs@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・ 障害者の社会参加促進プロジェクト R/D

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ パラグアイ共和国 障害者の社会参加促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書：[1000053032.pdf](#)

・ パラグアイ共和国 障害者の社会参加促進プロジェクト事前事業評価：[2023_202208050_1_s.pdf](#)

・ 国別障害関連情報 パラグアイ共和国：[1000044912.pdf](#)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 7月 29日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 8月 7日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 8月 26日 10時30分～12時
4	評価結果の通知	2026年 8月 31日 まで

8. 応募条件等

（１） 参加資格のない者等：

パラグアイ共和国障害者の社会参加促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：23a00324）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（２） 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数 ： １部

（２） プレゼンテーション資料提出部数： １部

（３） 提 出 方 法 ： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験	20 点
② 語学力	10 点
③ その他学位、資格等	10 点
④ 業務従事者によるプレゼンテーション	20 点
(計 100 点)	

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,478,000	1,655,000
	個人	1,125,000	1,302,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	85,300	-
	インターナショナルスクール／現地校		110,300	124,100

③ 住居費：1,100 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,119,950 円／人

(2) 便宜供与内容

ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通 訳 備 上：なし

オ) 執務スペースの提供：SENADIS 内における執務スペース提供

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱¹⁰

業務に必要な経費については、JICA パラグアイ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

派遣前（後）業務の可能性がります。

以上

¹⁰ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： パラグアイ共和国（パラグアイ）

案件名：（日）障害者の社会参加促進プロジェクト

（英）Project for the Promotion of Social Participation of Persons with Disabilities

（西）Proyecto para la Promoción de la Participación Social de las Personas con Discapacidad

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における社会保障（障害と開発）セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

2008 年にパラグアイ政府は障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、以下「CRPD」という。）^[1]を批准し、2012 年 10 月には障害分野の調整及び監督を行う政府機関として国家障害者人権庁（Secretaria Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad、以下「SENADIS」という。）を設立した。また、2020 年に障害者の人権に関する国家行動計画を策定している。2021 年には、地方自治体に障害事務局（Secretarias de Discapacidad）^[2]の設置を義務付ける法律が施行され、SENADIS と協働して各地方自治体における障害者のケアを促進し、あらゆる差別を排除し、すべての権利の完全な行使と参加を促進することを義務付けた。同法律の下では、地方自治体において障害について協議する場である県障害者権利委員会（Comision Departamental de Discapacidad、以下「CODEDIS」という。）及び市障害者権利委員会（Comision Municipal de Discapacidad、以下「COMUDIS」という。）を発足させることが明記されている。しかし、多くの地方自治体ではまだ障害事務局が設置されておらず、また、設置されても十分に機能しておらず、コミュニティでの障害者の包摂が進んでいない一因となっている。

JICA は、障害と開発分野において、日本の当事者団体とともに 15 年以上に渡り中南米地域の障害者に寄り添いながら、障害者のエンパワメントと自立生活のための政策と制度の発展に努めてきた。パラグアイでの同分野の JICA の技術協力が本格的に開始されたのは、SENADIS の能力強化のために派遣された個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（2016～2018 年）」からである。

その後継案件である個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ 2）」が 2021 年 10 月から 2023 年 10 月まで SENADIS に派遣された。同案件で

は、地方自治体に設置された障害事務局の強化を目的に、首都アスンシオン市に加え、フェルナンド・デ・ラ・モラ市、コロネル・オビエド市、ビジャリカ市の障害事務局で地域に根ざしたインクルーシブな開発（Community-Based Inclusive Development, CBID）を実践した。具体的には、関係者の物理的アクセシビリティのチェックスキル習得のための研修実施、障害者の地域社会での自立生活^[3]促進に向けた障害啓発ファシリテータ育成計画を「障害の社会モデル^[4]」に基づき作成、中南米各国と連携した障害者の地域社会での自立生活に取り組むリーダーの育成を推進した。同活動中、「障害者が地方自治において公的に意思表示する場」が欠如していることが課題であることが分かった。

本事業は上述の取り組みを発展させるとともに、地方自治体レベルでの障害者を含む関係者間の対話（dialogues）のためのプラットフォームを整備し、個別専門家派遣により認識された課題である地方自治体レベルでの障害者の社会参加を促進することを計画している。具体的には、5つのプロジェクトサイト（市レベル）において、①COMUDIS、インクルージョン・ネットワーク^[5]等のプラットフォーム（対話の場）の確立・強化、②障害者が対話に参加するための関係者（SENADIS本部・支部、障害事務局、障害者とその家族など）の能力強化、③障害に関する対話の発展を他の地方自治体に拡大させるべく、その手法や内容が事例をもとに開発されることを目的としている。

(2) 社会保障（障害と開発）セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対パラグアイ共和国国別開発協力量針（2021年6月）において、「格差是正・貧困削減に向けて、インクルーシブな社会開発を支援する」ことが明記されている。また、同方針における重点分野「社会開発」、開発課題「社会サービスの充実」において、「障害と開発」が協力プログラムの一つとして位置付けられている。

なお、パラグアイ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2012年発行、2014年11月改訂）においては、①統計情報の作成と集計の過程で障害者に関連する機関の協力がほとんど得られなかったこと、②国民の障害者に関する認識が不足していること、③障害を隠す社会的傾向があること等により、国勢調査の結果は正確性を欠くとの指摘がなされていることから、本事業において障害者の当事者性を重要視しながら行政機関の能力強化を行うことは重要かつ有効であると考えられる。

さらに、「課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）：社会保障・障害と開発」では、途上国における障害に関する理解促進のために、「行政組織、当事者組織の強化」や「社会に対する啓発活動」を主要な取組と整理している。本事業は、障害者の社会参加の促進に係る協力を行政組織、当事者組織に対して行うも

のであり、これらの方針、分析、戦略と合致する。

(3)他の援助機関の対応

本プロジェクトに関連する支援が複数の援助機関により実施されている。

□ スペイン国際開発協力庁（AECID）

SARAKI 財団と障害者団体のテコサソと協力して、労働・教育、保健医療分野の女性障害者のエンパワメントに関する事業を実施する予定がある。プロジェクトサイトは、本プロジェクトと同じビジャリカとコロネル・オビエドを予定している。

□ 欧州連合（EU）

EUの財政支援により、SENADIS 及び NGO が「Inclusive policies and services for the equal rights of Persons with Disabilities in Paraguay」（2017～2021）を実施した。CRPD の履行のため、政府機関と障害者団体の強化や、ドナー間における包括的な協力に向けたガイドラインの作成及びコミュニティにおける障害当事者のリーダーシップの奨励やエンパワメントにも取り組んだ。

□ アンデス開発銀行（Development Bank for Latin Americans and Caribbeans : CAF）

障害者のインクルージョンに関し、パラグアイへの支援を検討中である。

□ 国連児童基金（UNICEF）

教育科学省（MEC）と Paraguay Educa^[6]の技術者、専門家、教育者によってアクセシブルなデジタル書籍を製作するプロジェクトを支援した。

3. 事業概要

(1)事業目的

本事業は、パラグアイの 5 つの都市において、地方自治体レベルで障害に関する対話のためのプラットフォーム確立・強化、障害者が対話に参加するためのプロジェクトサイトでの関係者^[7]の能力強化、他の地方自治体への展開を見据えた手法の開発を行うことによって、プロジェクトサイトでの障害に関する対話を通じて障害者の社会参加の改善を図り、もって対話を発展させるために学んだ教訓を県内の他の自治体へ共有することに寄与するもの。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

以下の 5 都市をプロジェクトサイトとする。これらの都市には、SENADIS 支部と障害事務局の両方が設置されている。ただし、カアグアス市については、コロネル・オビエド市の SENADIS 支部が管轄している。（以下、カッコ内は県名）

ビジャリカ（グアイラ）、コロネル・オビエド（カアグアス）、カアグアス（カアグアス）、フェルナンド・デ・ラ・モラ（セントラル）、ピラユ（パラグアリ）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：国家障害者人権庁（SENADIS）本部・支部、障害事務局、障害者団体、プロジェクトに直接関わる障害者（障害者団体、インクルージョン・ネットワークに属している障害者及びその紹介でプロジェクトに関わることになる障害者）

最終受益者：プロジェクトサイトに暮らす障害者とその家族

障害者の推計値 約 49,000 名（パイロットサイト内の障害者の数を推計^[8]した人数）

（内訳：ビジャリカ 約 7,000 名、コロネル・オビエド 約 12,000 名、カアグアス 約 12,000 名、フェルナンド・デ・ラ・モラ 約 16,000 名、ピラユ 約 2,000 名）

(4) 総事業費（日本側）

約 2.95 億円

(5) 事業実施期間

2024 年 4 月～2028 年 3 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

SENADIS（本部及び支部）が直接のカウンターパートとなり、プロジェクトサイトの障害事務局を通じて地方自治体や障害者団体をはじめとする市民社会とも連携を図る。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（各人約 48P/M を予定）

チーフアドバイザー、業務調整

② 短期専門家、第三国専門家

障害者のエンパワメント、自立支援協議会、セルフ・アドボカシー、虐待防止等のテーマを想定

③ 第三国研修

コスタリカ他中南米各国での第三国研修の実施を想定している。

④本邦研修

地方自治体における障害者の社会参加の実践に係る能力強化を目的とした研修の実施を複数回想定している。

⑤機材

車両

⑥現地経費

資料の作成・印刷費、専門家の活動費、運転手備上費

⑦事務用品等

2) パラグアイ側

①カウンターパートの人員の配置

プロジェクト・ディレクター (PD)、プロジェクト・マネージャー (PM)、WG メンバー、国内及びプロジェクト実施地のプロジェクト担当者等

②施設と設備

SENADIS 本部及びプロジェクトサイトの SENADIS 支部における専門家のためのオフィスと駐車スペース、会議室等

③ローカルコスト

報酬及び交通費を含む旅費を含む SENADIS スタッフの必要経費

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本案件の先行案件である「障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ 2）」（2021 年 10 月～2023 年 10 月）において実施されたコスタリカ及びボリビアとの連携、人材交流を通じて、SENADIS や障害事務局の職員、障害者代表の能力強化を行う予定。具体的には、行政レベル及び草の根レベルでの双方の人的交流、中南米諸国の障害者リーダー育成の好事例の収集とパラグアイでの展開等を計画している。

2) 他開発協力機関等の援助活動

特になし

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリに分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業では、障害者の社会参加促進のための基盤づくりの一環として、地方自治体レベルで障害に関する対話のためのプラットフォームが確立、強化されることを計画している。同計画を官民が連携して実施することで、障害者とその家族の声が地方自治に反映される仕組みが広く形成されることが期待される。これにより、障害者とその家族の社会参加が促進されることも見込まれることから、人々の幸福（Human wellbeing）の向上に資するものである。

3) ジェンダー分類：

【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜分類理由＞調査にて社会・ジェンダー分析がされ、障害を有する女性は、男性に比べて様々な意思決定の場に声が届きにくい状況にあることが分かったものの、特定された課題に対し具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

＜プロジェクト開始時の留意点＞

本事業は、プロジェクトサイトの行政機関、コミュニティにおける障害当事者の代表性を確保し社会参加を促進することにより、地域における障害者の包摂を目指す。さらに、障害を持つ女性のような複数の属性の組み合わせでより不利な立場に置かれやすいグループに配慮する。加えて、男女別のデータを収集する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

障害に関する対話を発展させるために学んだ教訓が、プロジェクトサイト 5 都市が所在する県内の他の地方自治体にも共有される。

➤ 指標及び目標値

教訓を共有するための活動が、SENADIS（本部及び支部）によって XX 件企画される。

(2) プロジェクト目標

プロジェクトサイトでの障害に関する対話を通じて、障害者の社会参加が促進される。

➤ 指標及び目標値

【社会参加（Social participation）】

- 障害者が排除、差別された事例が 80 件解決される。
- 情報及び物理的アクセシビリティが 35 件改善される。(例：スロープの設置、手話通訳、交通手段など)
- 【対話 (Dialogues)】
- 対話や会合の場が 60 回設けられる。
- CODEDIS、COMUDIS の設置基準 (設置のためのガイドライン) が制定される。

(3) 成果

成果 1 地方自治体レベルで対話のためのプラットフォームが確立・強化される。(例：COMUDIS、インクルージョン・ネットワークなど)

成果 2 障害者が対話に参加するために、プロジェクトサイトでの関係者^[9]の能力が強化される。

成果 3 他の地方自治体で障害に関する対話を発展させるための手法や内容が、プロジェクトサイトでの事例や教訓をもとに開発される。

➤ 指標及び目標値

1-1：障害事務局でプラットフォーム確立・強化のための COMUDIS での活動を含む計画が策定される。

1-2：プラットフォームのメンバーリスト (障害の種類、年齢、性別、文化的背景などを含む) が策定される。

1-3：対話の中で 280 件の事例 (障害者が直面した困りごとの事例等) が報告される。

2-1：ステークホルダーごとに 40 件のアクションプランが策定され半分以上が実施される。

2-2：差別事例を解決し SENADIS に報告するための、主要関係者向けの SENADIS 承認済みフォーマットおよび手続きの整備がなされる

2-3：上記手続きの実施体制として、SENADIS の 3 つの支部から各 1 名の職員と SENADIS 本部職員を 2 名配置する。

3-1：3 件の資料、共有のためのガイドライン、マニュアル、分析報告書が作成される。

3-2：確立された手法に基づいて、プロジェクトサイト以外の地方自治体において 2 件の活動が開始される。

(4)主な活動

【成果1のための活動】

- 1-1. 地方自治体（県、市町村）から、プロジェクトにおけるそれぞれの役割と責任について理解を得る。（例：キックオフミーティングの実施など）
- 1-2. ベースライン調査を実施する。
- 1-3. ベースライン調査報告書を作成する。
- 1-4. ラテンアメリカ諸国などから地方自治体と障害者との対話の好事例を収集し、分析する。
- 1-5. ニーズ調査について話し合う会議を開催する。
- 1-6. ニーズ調査の実施方法についての研修を実施する。
- 1-7. 現状分析調査・ニーズ調査を実施する。
- 1-8. 結果分析ワークショップを開催する。
- 1-9. 調査結果に基づき報告書と障害事務局での年間活動計画を作成する。
- 1-10. 障害者の課題に応じた対話の場を設ける。
- 1-11. エンドライン調査を実施する。

【成果2のための活動】

- 2-1. ラテンアメリカ諸国などから他国の障害者のリーダー育成の好事例を収集し、分析する。
- 2-2. 成果1及び活動2-1の結果に基づき、特に障害事務局、SENADIS（本部及び支部）、障害者、家族等の能力開発計画を立てる。
- 2-3. ラテンアメリカ諸国や日本のリソースも活用しながら、関係者の能力開発研修を実施する。
- 2-4. 関係者ごとのアクションプランを策定する。
- 2-5. アクションプランを実施する。
- 2-6. アクションプランをモニタリングする。
- 2-7. 活動の過程で確認されたその他の能力について、必要に応じて強化する。

【成果3のための活動】

- 3-1. プロジェクトサイトでの実践の収集方法を特定する。
- 3-2. プロジェクトサイトから実践事例を収集し、分析する。
- 3-3. 他の地方自治体に展開するための教材を作成する。
- 3-4. これらの教材を活用し、他の地方自治体に教訓を共有するための計画や方法を策定する。

5. 前提条件・外部条件

(1)前提条件

- SENADIS が活動実施のために予算を確保すること
- 障害事務局に関する方針が変更されないこと

(2)外部条件

【上位目標達成に係る外部条件】

障害事務局が他地方自治体に設置されていること

【成果達成に係る外部条件】

予算や人材が大幅減とならないこと

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1)当事者中心のアプローチの維持と合理的配慮の提供

個別専門家「障害者の社会参加促進アドバイザー（フェーズ 2）」の活動から、以下の点が教訓として挙げられている。

- 日本の経験を踏まえた JICA の社会保障（障害と開発）分野の協力アプローチとして、障害者が計画、実施のプロセスに参加し、主体的なアクターとして継続して活動に取り組むこと。
- 障害者の中でも、特に声を上げにくい立場にある重度の障害者やコミュニケーションに困難のある人、精神障害、発達障害を有する障害者、女性や地方在住の障害者に配慮し、これらの人たちが置き去りにならないように留意し、合理的配慮の提供を担保すること。
- 特に、地方都市に住む重度の障害者に関しては、経済的に困難な状況にある人が多く、教育レベルの低い人もいることから、それらに配慮した丁寧な説明と話し合いを通じて合理的配慮の内容について合意すること。

これらを踏まえ、本事業においても、裨益者となる多様な障害者の個別の状況やニーズを踏まえて、建設的かつ柔軟な合理的配慮を提供しながら、障害者の社会参加の促進を進めていく。

(2)様々な技術協力スキームの活用

2014 年にコスタリカで実施された「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」においては、協力期間中に様々な技術協力のスキームを戦略的に活用することで、案件終了後の持続可能性が高まることが指摘されている。具体的には、実施機関（行政機関）への働きかけを中心にコミュニティレベルのアクターの参加を促進した他、プロジェクト期間中に障害当事者やコミュニティの関係者が他スキームである地域別研修や

第三国研修に参加することで、彼らのインクルーシブ開発への理解が向上し、障害者のエンパワメントや社会参加が進んだ。その結果として、コミュニティレベルのアクターが主体となる草の根技術協力事業が形成・実施されるに至った。

本事業においても案件の持続可能性を考慮し、中南米地域の人材交流を含めた様々なリソース及びスキームを組み合わせた事業計画を行う。

7. 評価結果

本事業は、以下の理由から事業の実施を支援する必要性は高い。

- ・パラグアイ政府の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針等に合致する。
- ・実施機関である SENADIS のニーズ及び最終受益者である障害者のニーズに対応している。
- ・日本は、長年に亘り包括的な障害者支援政策を発展させてきた。日本の成功・失敗体験や好事例は、パラグアイにおける障害者支援の向上に役立つ。
- ・国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標 1（貧困）、目標 3（健康と福祉）、目標 10（不平等の是正）に貢献する。
- ・パラグアイ政府は障害者権利条約に批准しており、条約に関する政府の義務を果たすことに貢献する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査
事業完了 3 年後	事後評価

以 上

^[1] 2008 年に発効され、締約国に対し、他の者との平等を基礎とした障害者の人権の保障を義務付けると共に、障害者があらゆる場面で平等に参画できる社会づくりを求めている。

^[2] 市政府や県政府に設置された当該自治体における障害関係事業を取りまとめる組織。設置は法的に義務付けられているが、実際には自治体の決定に委ねられている。パラグアイ国内で 16 箇所設置されているが、複数設置されている県もあれば、1 つも設置されていない県もあり、設置箇所にばらつきがある。

^[3] どのような重度の障害があっても、介助などの支援を得た上で、自己選択、自己決定にもとづいて地域で生活することと定義される。「自立生活運動」とはアメリカで始まった社会運動で、日本では障害当事者を中心として、親もとや施設から離れた地域生活の実現を求めて行われ、各地に自立生活センターが設立された。

^[4] 障害は個人の機能が制限されていることに起因するものと考えのではなく、社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考慮しない社会にあるという考え方。

^[5] SENADIS 支部、障害事務局、障害者団体や支援団体を中心とする市民団体、公的機関等が参加し、地域での障害者のインクルージョンを推進する活動を実施している。

^[6] 教育分野において技術イノベーションを促進する NGO <http://paraguayeduca.org/>

^[7] SENADIS（本部・支部）職員、障害事務局職員、障害者団体メンバー、インクルージョン・ネットワークメンバー、プロジェクトサイトに住む障害者とその家族など、本プロジェクトにおける障害を取り巻く様々なアクターが含まれる。

^[8] パラグアイの統計・調査・国勢調査局がウェブサイトに掲載している県別人口推計（2015 年）と、パラグアイ国家統計局がウェブサイトに掲載しているパラグアイの障害者の割合（2021 年 12 月 3 日）を基に、プロジェクトサイトにおける障害者の数を推計した。計算式は次のとおり。ビジャリカ 66,957 人×10.7%、コロネル・オビエド 107,925 人×10.7%、カアグアス 116,815 人×10.7%、フェルナンド・デ・ラ・モラ 153,449 人×10.7%、ピラユ 17,118 人×10.7%）

^[9] 【再掲】 SENADIS（本部・支部）職員、障害事務局職員、障害者団体メンバー、インクルージョン・ネットワークメンバー、プロジェクトサイトに住む障害者とその家族など、本プロジェクトにおける障害を取り巻く様々なアクターが含まれる。